五泉市農業委員会

令和８年　第７回　定例総会議事録

会議開催　　令和８年７月 31 日(金)　午後２時 00 分
場　　所　　五泉市役所　４階　401 会議室

出出席委員(18 人)

１番　渡邉　利雄	２番　亀山　公子
３番　大槻　彰吉	４番　長谷川　亘
５番　深井　秋彦	６番　大湊　弘明
７番　髙橋　喜美子	８番　権平　孝男
９番　武藤　智暁	10 番　樋口　勝俊
11 番　川瀬　福司	12 番　井上　百合子
13 番　（欠席）	14 番　村田　和賢
15 番　金子　郁夫	16 番　酒井　美奈子
17 番　大湊　賢吉	18 番　金子　信行
19 番　松尾　タカ子	

欠席委員(１人)

13 番　清田　ひろみ

関係説明者

局　長	松尾　聡	次　長	本間　泰巳
村松事務所長	牛膓　修啓	係　長	星　恵里子
主　事	猪俣　暁広		

日　　程　１．開　会
２．会長挨拶
３．総会成立宣言
４．会期日程
５．議事録署名委員の指名
６．農地パトロールの報告
７．議　件
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第３号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について

・所有権移転案件
・利用権設定・転貸案件
・利用権移転案件
議案第４号　「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」について

１　開会

司　会　　それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和８年第７回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただきまして、その後は、五泉市農業委員会会議規則第４条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

２　会長あいさつ

松尾会長　　（あいさつ）

３　総会成立宣言

議　長　　それでは、ただいまから、令和８年第７回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19 人中 18 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、13 番・清田ひろみ委員から欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

４　会期の日程について

議　長　　次に、日程４、会期の日程についてでありますが、本日１日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議無しということで、左様決定いたします。

５　議事録署名委員及び記録員の指名について

議　長　　次に、日程５、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、16 番・酒井美奈子委員、17 番・大湊賢吉委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長にお願いします。

６　農地パトロールの報告

議　長　　次に、日程６、農地パトロールの報告であります。

調査班の班長、14 番・村田和賢委員から、報告をお願いします。

調査班長（村田和賢　委員）

はい、議長。議席番号 14 番、現地調査班 村田です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として

７月の農地パトロールを実施しました。

本日９時から私ほか、長谷川委員、金山推進委員、川上利夫推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、西四ツ屋、北五泉駅前、三本木、一本杉、村松地区では、宮野下、蛭野、牧、中名沢等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。以上です。

議　長　　ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、報告のとおりとします。

７　議件　／　議第１号

議　長　　最初に、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第３条の規定による許可申請は、総数 20 件で、売買が４件、贈与が１件、賃貸借が 14 件、使用貸借が１件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

３ページをご覧ください。

番号１番から４番は売買の案件です。

番号１番は、田１筆 287 ㎡、番号２番は、田２筆 1,090 ㎡、番号３番は、畑１筆 200 ㎡、番号４番は、田１筆 447 ㎡、

これらを議案書の備考欄に記載されている金額で売買するものであります。

続きまして、番号５番は贈与の案件です。４ページをご覧ください。

番号５番は、畑１筆 152 ㎡を隣接地で耕作している農業者に贈与するものであります。

続きまして、番号６番から番号 19 番は賃貸借の案件です。４ページをご覧ください。

番号６番は、田２筆 2,012 ㎡、畑１筆 49 ㎡、合計面積 2,061 ㎡、番号７番は、６ページをご覧ください。田９筆 5,541 ㎡、畑１筆 109 ㎡、合計面積 5,650 ㎡、番号８番は、田１筆 637 ㎡、番号９番は、田１筆 947 ㎡、番号 10 番は、８ページをご覧ください。田 12 筆 9,195 ㎡、畑２筆 1,136 ㎡、合計面積 10,331 ㎡、番号 11 番は、９ページをご覧ください。田１筆 621 ㎡、畑１筆 1,011 ㎡、合計面積 1,632 ㎡、番号 12 番は、田２筆 1,974 ㎡、番号 13 番は、11 ページをご覧ください。田 12 筆 6,326 ㎡、畑３筆 948 ㎡、合計面積 7,274 ㎡、番号 14 番は、13 ページをご覧ください。田 11 筆 6,003 ㎡、畑４筆 3,273 ㎡、合計面積 9,276 ㎡、番号 15 番は、14 ページをご覧ください。田７筆 8,066 ㎡、番号 16 番は、16 ページをご覧ください。田７筆 7,366 ㎡、畑６筆 1,838 ㎡、合計面積 9,204 ㎡、番号 17 番は、17 ページをご覧ください。田３筆 2,137 ㎡、番号 18 番は、田３筆 2,748 ㎡、番号 19 番は、田３筆 2,981 ㎡、

これらを議案書の備考欄に記載されている通り、貸し借りするものであります。

続きまして、番号 20 番は使用貸借の案件です。18 ページをご覧ください。

番号 20 番は、譲渡人の経営移譲年金の受給資格維持をするため、田１筆 900 ㎡、親子間で貸し借りするものであります。

なお、すべての申請地を事務局で事前に確認を行っているところであります。本日の現地確認は、申請のうち、番号６番から番号 18 番は、農業経営基盤強化促進法からによる更新手続きであるため、省略といたしました。また、番号 20 番は、使用貸借の再設定であるため、省略といたしましたので、ご了承願います。

19 ページから 38 ページをご覧ください。

番号１番から番号 20 番の案件について、農地法第３条第２項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（村田和賢　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は、一本杉地内の田、番号２番は、三本木地内の田、番号３番は、宮野下地内の畑、番号４番は、蛭野地内の田、番号５番は、西四ツ屋地内の畑、番号 19 番は、牧地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第２号

議　長　　続きまして、「議第２号・農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明をいたします。

今回の農地法第５条の規定による許可申請は、総数２件で、売買が２件であります。

41 ページをご覧ください。

番号１番は、北五泉駅前地内の登記地目 田１筆、1,021 ㎡を駐車場敷地とする永久転用案件で、売買となります。

48 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)－ａ－(ｂ)－ｉ」であります。

申請地は、300m以内に市街化の指標となる施設（北五泉駅）があるため、第３種農地と判定されます。

第３種農地の転用は認められており、周辺への影響も少ないと考えられるため、駐車場敷地として使用することは止むを得ないものと判断いたしました。

41 ページに戻っていただき、番号２番は、中名沢地内の登記地目　田３筆、2,881 ㎡、畑１筆、312 ㎡、合計面積 3,193 ㎡を駐車場及び資材置場とする永久転用案件で、売買となります。

54 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ-(イ)－ｃ－(ｅ)」であります。

申請地は、おおむね 10ha 以上の広がりのある農地の一部で、第１種農地と判定されます。

本来転用は不許可となるが、集落に接続して設置されるものであり、周辺への影響も少ないと考えられるため、いわゆる「にじみ出し」による駐車場及び資材置場とし

て使用することは止むを得ないものと判断いたしました。
以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（村田和賢　委員）
はい、議長。説明いたします。
番号１番は、北五泉駅前地内の畑、番号２番は、中名沢地内の休耕田及び休耕畑でありました。
特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

大槻彰吉　委員
はい、議長。

議　長　　はい、大槻彰吉委員。

大槻彰吉　委員
議席番号３番大槻です。
番号２番の申請書ですが、着手予定日が受付日前となっている点の説明をお願いします。

議　長　　はい、事務局。

牛腸所長　　はい、議長。
申請者の誤記であります。3,000 ㎡超えておりますので、県の手続きが終了しないと着手できませんということを説明済です。

議　長　　他にありませんか。

議　長　　無ければ、採決に入ります。
「議第２号・農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第２号・農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第３号（①所有権移転案件）

議　長　　続きまして、「議第３号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。

はじめに、「所有権移転案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　　はい、議長。

議　長　　猪俣主事。

猪俣主事　　はい、議長。説明をいたします。

57 ページをご覧ください。

今月の「所有権移転案件」について、１件の申し出がありました。

57 ページから 58 ページは所有権移転の案件です。

番号１番から２番の内容については、令和８年７月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、妥当であるとの審査結果を得ています

番号１番から２番は、合計６筆、合計面積は 13,059 ㎡です。

59 ページ、60 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。

「所有権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「所有権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第３号（②利用権設定・転貸案件）

議　長　　続きまして、「利用権設定・転貸案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　　はい、議長。

議　長　　猪俣主事。

猪俣主事　はい、議長。説明いたします。
61 ページをご覧ください。
今月の「利用権設定・転貸案件」について、４件の申し出がありました。
61 ページから 66 ページは利用権設定・転貸の案件です。
合計４件、17 筆、合計面積は 18,365 ㎡です。うち、地域計画区域内が２件、６筆、合計面積は 13,718 ㎡です。地域計画区域外が２件、11 筆、合計面積は 4,647 ㎡です。地域計画区域外は、番号３番と４番、７番と８番です。
67 ページから 70 ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。
「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第３号（③利用権移転案件）
議　長　　続きまして、「利用権移転案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　はい、議長。

議　長　　猪俣主事。

猪俣主事　はい、議長。説明いたします。
71 ページをご覧ください。
今月の「利用権移転案件」について、１件の申し出がありました。
71 ページは利用権移転の案件です。

１件、１筆、面積は1,602㎡です。
申し出のうち、地域計画区域外は該当ありません。これを新しい耕作者に変更するものです。
72ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。
「利用権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第４号
議　長　　続きまして、「議第４号・農地等利用適正化推進施策に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

本間次長　　はい、議長。

議　長　　本間次長。

本間次長　　はい、議長。
それでは、私の方から「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」ご説明いたします。総会資料の77ページをご覧ください。
意見書につきましては、農業委員、推進委員、農家組合から合わせて108件の意見が提出されましたが、７月７日（火）に開催されました、とりまとめ会議で５班に分かれ話し合いいただき、各班からの意見を25件に取りまとめていただきました。７月15日の役員会にて、重複部分等を調整するなど精査し、国・県に対する意見を５件、市に対する意見を９件、その他の意見を１件、計15件に集約しました。意見書の冒頭部分79ページにつきましては、読み上げを省略させていただきます。
次に、80ページをご覧ください。

１、国・県に対する意見です。まず≪国に対する意見≫については、

（１）国の政策の見直し等についてです。

①　ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化など､国際情勢の混迷に伴い、農業生産資材及び農機具等の価格高騰や品不足によって生産者の経営を圧迫している。いまだ令和８年産米の仮渡金が決まらず、今後の米価の見通しも不透明な中、農業経営安定に向け、昨年並みの米価が維持出来るような取り組みをお願いしたい。

②　令和７年度の米価高騰に伴い、農家所得は増加したが、当然ながら所得税、消費税、市県民税は大幅に跳ね上がった。今後、米価の下落も懸念される中、持続可能な地域農業の確立に向け、農家が安心して農業を続けていくことができるような税制改正を検討してほしい。

③　これまでも要望してきたが､担い手への農地集積･集約化を加速させるうえで、圃場整備事業が急務となっている。事業採択から着工までの期間を短縮するため、手続きの一層の簡素化・迅速化を図り、要望のある地域に対して広く事業が採択されるよう取り組みを行ってほしい。

④　農業従事者の高齢化が進み、後継者不足などの理由から、農地を適切に保全管理していくことが難しくなっている。農業委員会で行う農地パトロールや利用意向調査等の取組だけでなく、国や県が中心となって遊休農地の発生防止と解消に関する施策を強力に推進し、関係機関がそれぞれの分野で遊休農地の発生防止と解消に関する取り組みが行えるような体制づくりをお願いしたい。

次に、81 ページをご覧ください。

≪県に対する意見≫については、

（１）河川の維持管理についてです。

例年要望を行っているが、雑木の伐採、除草、堆積土の除去等、継続的な維持管理をしてほしい。大雨で河川が氾濫した際に農作物の被害が危惧され、人命にかかわるような被害が想定される危険な場所もある。

特に、桑山川、天正川、道作川、三兵川、滝谷川、牧川、辻川、五部一川、能代川について、危険個所が散見される。害獣等のすみかとなって、農作業に危険を感じることもあるため、早急な対応をお願いしたい。

国・県に対する意見は、以上５点となります。

次は、２、五泉市農業施策に関する意見です。

（１）農業支援制度の拡充・見直しについてですが、

①「強い農業経営づくり支援事業」等の補助事業は、農業機械や設備の導入費用が高騰する中、補助を受けられた農家から大変喜ばれていますが、受付開始の４月１日は早朝から申請者の行列で、いわば「早い者勝ち」の状況となっています。

申請方法の変更や、より多くの申請者が補助を受けることができるよう補助対象の見直しを行ってほしい。

②　農家に対しての各種補助制度について、補助対象者が認定農業者や農地所有適格法人、地域計画の担い手などに限定されるものが多く、小規模農家が補助を受けにくい制度となっている。小規模農家も制度の恩恵が受けられるよう、補助制度の柔軟な運用をお願いしたい。

③　カメムシなどの害虫の発生は農作物に甚大被害が及ぶため、適切な防除が重要であり、被害を最小限に抑えるための適正管理が必須です。畦畔の除草と薬剤散布を徹底するため､畦畔用除草剤及びカメムシ用殺虫剤に対しての補助を行ってほしい。

続きまして 82 ページをご覧ください。

（２）有害鳥獣対策についてですが、

①　クマやイノシシ、サルなどの有害鳥獣による農地、農作物の被害が増加している。動物に破壊された畔の復旧費用など、被害に対する補助事業の新設をお願いしたい。

②　有害鳥獣による農作物の被害が増加の一途をたどっている中で、電気柵導入支援等の補助拡充をお願いしたい。また、害獣捕獲、駆除のためのマンパワーも不足しており、猟友会の高齢化や担い手不足を解消するため、捕獲報酬の増額や ICT 技術を活用した罠の導入支援など、有害鳥獣対策を担っている猟友会の活動支援を進めて欲しい。

③　昨年の回答の中で、追い払いをする体制づくりが重要であるとの回答をいただいているところですが、有害鳥獣対策についての具体的な進捗状況について確認させていただきたい。

（３）新規就農者支援についてですが、

①　新規就農に対する補助制度を見直し、就農後経営が安定するまでの経済的支援だけでなく、持続可能な経営の自立と地域の担い手としての定着が行えるよう、多角的な支援を進めてほしい。

②　新規就農者に対する継続的な経済的、人的支援による手厚いサポートを行ってほしい。五泉市で新規就農がしやすいよう、新潟県などが開催している､「新規就農・就業マッチングフェア」に市が主体となって参加し、五泉市での新規就農について PR してほしい。

（４）広域農道の除草についてですが、

市で管理している広域農道の路肩部分について、除草が不十分なため、雑草が繁茂し、周辺農地にも悪影響を与えている箇所が見受けられる。定期的な除草を行い、周辺農地への影響がないよう、適正管理をお願いしたい。

五泉市農業施策に関する意見は、以上９点になります。

次に、３、その他の意見です。

（１）国・県への意見要望についてですが、

昨年もお願いしたが、毎年要望している「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」に対しての、国や県の反応が知りたい。せっかく要望した意見が言って終わりにならないように、出来なくても、どうしてできないのか理由も含めた回答がいただきたい。

その他の意見は、以上１点です。

参考までに、各班単位で取りまとめた意見書の内容の一覧表を添付いたしました。各班別の意見についても、ご覧いただければと思います。

説明は以上となります。

議　長　　これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男　委員
はい、議長。

議　長　　はい、権平孝男委員。

権平孝男　委員
議席番号８番権平です。
82 ページ、広域農道の適正管理とありますが、他の市道、県の管理する道路についても要望して欲しい。
新聞情報で、消費税１％の件が出ております。農家への影響が懸念されるので含めて、国、県へ要望して欲しい。

議　長　　はい、事務局。

松尾局長　　はい、議長。
今の点を含めて、会長から口頭で市長へ申し入れを行うということで整理をさせていただければと思います。

議　長　　他にありませんか。
無ければ採決を行います。
「議第４号・農地等利用適正化推進施策に関する意見について」、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第４号・農地等利用適正化推進施策に関する意見について」は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会に提出されました議件の審議は終了いたしました。
これをもちまして、令和８年第７回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後２時 40 分　閉会）